

**1 女性のチャレンジ支援策の推進**

平成15（2003）年度においては、支援機関や活躍している女性等をインターネット上で紹介する「チャレンジ・サイト」(<http://www.gender.go.jp/e-challenge/>)を内閣府のホームページ上に構築したところである。平成16（2004）年度においては、このサイトの充実を図るとともに、新たに、再就職したい、起業したい、NPOを立ち上げたいなどと考える女性を支援するために、女性センター・男女共同参画センター等を拠点として、地域における情報ネットワーク及び人的ネットワーク（「チャレンジ・ネットワーク」）の構築を進めることが必要であることから、関係機関が連携した推進体制を整備するためのモデル事業を実施し、その成果の全国普及を図ることとする。

また、農林水産省においては、引き続き、女性自らの意思による農業経営への参画を促進するため、女性のライフステージにあわせた研修、ホームページ等による様々な情報提供等を総合的に実施していくこととしている。

さらに、経済産業省においては、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫を通じた、優遇金利適用や担保徵求免除の特例等を旨とする融資制度により、引き続き、女性による開業・創業の支援を行っていく。

**2 男女の均等な機会の確保対策の推進**

積極的な行政指導により雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の履行確保を図るとともに、ポジティブ・アクションについては、企業に対する促進施策を積極的に展開する。

また、「女性と仕事の未来館」においても、セミナーや情報提供を行う等、引き続き働く女性を支援していくこととする。

**3 パートタイム労働対策の推進**

改正パートタイム労働指針に具体化された正社員とパートタイム労働者との均衡を考慮した処遇の考え方の社会的な浸透・定着を着実に進めていくため、均衡確保に向けた先駆的な取組みを行う事業所を支援するとともに、取組事業所における先駆的な取組みが、業種・地域に波及するよう促す。

**4 仕事と家庭の両立支援対策の推進**

育児・介護休業法の着実な履行確保を図るほか、仕事と家庭とを両立しやすい雇用環境の整備に積極的に取り組むファミリー・フレンドリー企業の普及促進、育児、介護等の各種サービスに関する相談に応じるとともに、これらに関する情報を電話やインターネット等により提供

するフレーフレー・テレフォン事業の推進を引き続き図っていく。また、育児・介護等のために退職した者に対して、キャリアコンサルタントによる相談の実施等、再就職の準備のための計画的な取組みが行えるようきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」等を実施する。

## 5 両立支援ハローワーク

全国12か所に設置されている両立支援ハローワークにおいて、引き続き、母子家庭の母等、育児、家事、介護等の制約条件を抱えつつ職業に就こうとする者に対し、職業生活と家庭生活との両立が容易になるよう支援しながら、就業希望登録、離職期間中の職業情報の提供、職業講習、きめ細やかな職業相談・職業紹介等を行うとともに、就業希望登録制度を実施する。

## 6 無料職業紹介事業者研修会

引き続き、母子家庭の母、寡婦等の就職困難者に係る労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の再就職の促進を図るために、職業相談・職業紹介に係るノウハウを無料職業紹介事業者に提供する無料職業紹介事業者研修会を行う。

## 7 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

少子化の進行等を踏まえ平成15（2003）年7月に次世代育成支援対策推進法が成立し、地方公共団体等は行動計画を策定することとされ、平成17（2005）年4月の施行に向けて行動計画の策定作業が進められることとなるが、この地方公共団体による行動計画等には、各地方公共団体の実情に応じた母子家庭の自立支援施策も盛り込まれることとなっている。